

伯耆町許可第46号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所又は所在地 西伯郡大山町高橋1406番地

氏名又は名称 株式会社 赤松産業
代表取締役 赤松 雄一郎

令和7年2月21日付で申請のあった一般廃棄物収集運搬業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項により次の条件を附して許可する。

令和7年3月6日

伯耆町長 小澤 敦彦



- 1 営業の種類 ごみの収集運搬
- 2 許可する期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 営業する区域 伯耆町区域内
- 4 車両の種別及び台数 裏面記載のとおり
- 5 廃棄物の処分地及び処分方法
処分地 可燃物 大山町殿河内池ノ峰1060番1
株式会社 赤松産業
日野町貝原13番地1
株式会社 赤松産業
不燃物 ——
処分方法 破碎 (木くず)
- 6 許可の条件 裏面記載のとおり

一般廃棄物収集運搬業許可条件

- 1 営業は自ら行うものとし、その全部、または一部を第三者に請負わせ、または委託してはならない。
- 2 収集運搬車には、車体の両側に業者名並びに許可の種別及び許可番号を表示すること。
- 3 営業にあたっては、関係法令、条例等に違反する行為を行ってはならない。また走行中は積載物の飛散を防止する措置をとること。
- 4 営業として行った収集運搬量を1年に1回伯耆町に報告すること。
- 5 許可証の取扱いについて、次のことを守ること。
 - (1) この許可証を他人に貸与、または譲渡しないこと。
 - (2) 廃業その他で、この許可証が不要になったときは、ただちに返納すること。
 - (3) 車両、住所等許可証の記載事項に変更が生じたとき、また許可証をき損、汚損、及び紛失したときは、ただちに届出すること。
- 6 その他町長の指示する事項に従うこと。

許 可 車 両

車両登録番号	車 種	収集運搬許可物	備 考
鳥取100は1078	9,700kgダンプ	可燃性及び不燃性ごみ	
鳥取100は1404	9,900kg脱着装置付コンテナ専用車	可燃性及び不燃性ごみ	
鳥取100は1199	10,400kg脱着装置付コンテナ専用車	可燃性及び不燃性ごみ	
鳥取100さ5583	3,100kgキャブオーバ	可燃性及び不燃性ごみ	
鳥取400せ1523	3,000kgダンプ	可燃性及び不燃性ごみ	
鳥取100は1723	11,000kg脱着装置付コンテナ専用車	可燃性及び不燃性ごみ	
鳥取400そ836	3,000kgダンプ	可燃性及び不燃性ごみ	
鳥取100す1717	2,800kgダンプ	可燃性及び不燃性ごみ	
鳥取100す1718	2,700kgダンプ	可燃性及び不燃性ごみ	
鳥取400そ1112	750kgキャブオーバ	可燃性及び不燃性ごみ	